

2019年11月22日

福島県議会

世話人会座長 吉田 栄光 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

副幹事長 大橋 沙織

政調会長 吉田 英策

県議会の構成並びに民主的な運営に関する申し入れ

東日本大震災と原発事故から8年8カ月が経過、10月の台風・豪雨による大規模災害から1カ月が経過する中で、県議選後初めての12月定例県議会が目前となっています。

本県は、4万人を超える原発避難者を抱え復旧・復興途上での相次ぐ台風・豪雨災害によって、被災者は心身ともに疲れ果てており、今後の生活と生業再建へ見通しを持てるようにすることが今求められています。

私たち県議会議員は、こうした県民が置かれた厳しい状況や県議選を通じて県民から負託された幅広い意見を県政に反映させる責任を負っており、県政のチェック機能という議会の役割発揮がいっそう重要になっています。

そこで、県議会の運営にあたっては、他県の現状もふまえ多数会派による役職独占等とならないよう民主的運営を基本とし、少数意見を尊重する福島県議会の歴史と伝統をふまえた運営を行うよう、以下の点について申し入れます。

記

- 1、議長は第一会派、副議長は第二会派から選出すること。
- 2、常任委員会の会派配分については、少数会派の希望を優先的に認めること。
- 3、原発災害および気候変動による相次ぐ大規模自然災害から、県民のいのちと暮らしを守る観点から医療・福祉分野における県の役割は今後さらに重要となります。また高齢化が急速にすすむ中で、「健康長寿の福島県」、「日本一子育てしやすい福島県」を復興スローガンに掲げる県として、医療・福祉の各種施策をどのように展開するかは最大の焦点です。したがって、福祉公安常任委員会は全会派配分とし、現在の9人から定数を10人に改めること。併せて、土木常任委員会の定数を9人とする条例改正を行うこと。
- 4、各常任委員会の委員長、副委員長については、各会派への公正な比例配分を行うとともに、選出方法は互選により行うこと。

以上